

境を守る条例を制定！

定例会で審議された件数

- ※村道の認定……………1件
- ※条例の制定……………2件
- ※条例の廃止……………1件
- ※条例の一部改正……………2件
- ※補正予算……………3件
- ※意見書の提出……………2件

12月定例会のポイント

第4回定例会では、条例の制定、改正、補正予算等を審議致しました。補正予算では、一般会計で1億8900万円あまりの追加、下水道事業特別会計で560万円あまりの追加、水道事業会計で130万円あまりの追加でした。一般会計は災害関係予算を1億770万円あまり追加するものです。今回の補正予算により、災害復旧工事についてはほぼ発注となり、3月には総事業費や財源内訳が確定する予定となっています。条例関係では、「美しい村と快適な生活環境を守る条例」の制定が提出され、総務社会委員会で審査しました。本会議では議員発議で修正案も

提出されましたが、賛成多数で原案どおり可決されました。

また、今回の一般質問については、8名の議員から質問の通告があり、第5次総合計画や震災復興についての質問が行われました。一般質問については、6ページ以降に、議員ごとにまとめてあります。

本会議での質疑

質疑

篠崎久美子議員

問 罰則の規定がないが、その理由と条例の実効性の担保は。

総務課長 罰則規定は賛否両論あり、役場内部でも充分協議しました。この条例は、モラルやマナーの向上につながり、村の住環境ルールの定着を図っていきたいという考えです。実効性を担保するための措置として、行政指導と行政命令について規定をしています。

問 住民からの意見集約、アンケート結果は、条例のどの部分に反映されているか。

総務課長 第2章の中の禁止行為が、アンケート結果を反映した内容です。

問 冬季シーズンを目前に控えて周知が急がれるが、方法は。

総務課長 昨年作成した英語版ロカルルールを参考に、刷り物等の準備作業を進めています。観光事業者や、禁止行為により事業に影響のある方には、直接伺う必要が出てきますので、担当課を割り振り周知を図ります。

総務社会委員会

●白馬村個人番号の利用等に関する条例の制定

今回の社会保障・税番号制度が、当面、社会保障・税及び防災の分野を中心としていることを踏まえ、白馬村において実施している。

これらと類似の事務についても同様に本村において個人番号を利用することができるよう条例で規定するもの。

問 受取り拒否の扱いは。

答 住民課で保管しています。

反対討論 周知徹底がなされておらず、時期尚早である。
▽委員多数の賛成により可決すべきものと決定。

●美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定

迷惑行為を防止するのではなく、生活環境を守るための条例の制定。
通称マナー条例とし、外国人を特化するものではない。

村の責務の考えは。

問 制定されれば、各課で周知の役割分担を考えます。

答 旅行者に対しての周知方法は。

問 「Welcome to Hakuba Village」というカードに掲載し、周知のポスターなどを作成します。

問 条例を作らなければ生活環境を守れないのか。

答 マナーに対する意識付けのために制定するものです。

問 外国人にもヒヤリングはしたのか。

答 素案を英訳して行いました。出席者からは「自国ではもつと厳しい条例がある。」との声も聴かれました。外国人を締め出すためではなく、あくまでもマナー条例と説明しました。